

公共下水道事業受益者負担金減免基準

該当する受益者	減免の対象となる土地 又は家屋	該当する施設等	減免率 (%)
国又は地方公共団体 (以下「国等」という。)が 公用に供し、又は供する ことを予定している土地 又は家屋に係る受益者	国公立学校に関するもの	小学校、中学校、高等学校、 大学、特別支援学校、幼稚園、 職業訓練校等	75
	国公立社会福祉施設	保育園、乳児院、婦人保護施 設、老人福祉センター、老人 ホーム等	75
	警察法務収容施設	刑務所、拘置所、少年鑑別所、 少年院等	75
	一般庁舎	裁判所、警察署、県庁、市役 所等	50
	国公立の病院	国立病院、市立病院等	25
	公務員宿舎	職員寮、公舎等	25
	公営住宅	県営住宅、市営住宅等	25
	普通財産であるもの	貸付け、交換、売払い、譲与 若しくは出資の目的とし、又 はこれに私権を設定するこ とができるもの	0
地方公共団体がその企業 の用に供している土地又 は家屋に係る受益者	企業用財産となるもの	地方公営企業法に基づく企 業用財産	25
国等が公共の用に供する ことを予定している土地 又は家屋に係る受益者	道路、公園、広場、河川等 に供することを予定して いるもの		100
公の生活扶助を受けてい る受益者その他これに準 ずる特別の事情があると 認められる土地又は家屋 に係る受益者	生活保護法による生活扶 助受給者又はこれに準ず る生活困窮者が受益者で あるもの		100

該当する受益者	減免の対象となる土地 又は家屋	該当する施設等	減免率 (%)
その他状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地又は家屋に係る受益者	学校教育法第1条に基づく学校で私立学校法第3条に規定する学校法人に関するもの（管理人又は職員等の住居に使用する建物及びその敷地を除く。）	私立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園等	75
	学校教育法第124条に規定する学校法人に関するもの（管理人又は職員等の住居に使用する建物及びその敷地を除く。）	私立の看護学校、理美容学校等	50
	社会福祉法第2条に基づく事業で同法第22条に規定する社会福祉法人が経営する施設に関するもの（その本来の目的に使用しない施設及び土地を除く。）	私立の救護施設、乳児院、助産施設、保育所、老人ホーム等	75
	宗教法人法第4条第2項の宗教法人に関するもの（宗教法人がその本来の目的に供しない土地又は家屋及び居住者がいる土地又は家屋を除く。）	墓地、境内地、納骨堂、神社、寺院、教会等	100
	鉄道事業の用に供しているもの	踏切	100
軌道用地		100	
駅舎・プラットホーム		25	
駅前広場		100	

該当する受益者	減免の対象となる土地 又は家屋	該当する施設等	減免率 (%)
その他状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地又は家屋に係る受益者	児童福祉法第 40 条に規定する児童遊園及びこれに準ずるもの		100
	消防団が所有又は使用する消防用備品等の格納施設に関するもの		100
	自治会等が所有する集会所又はその他これらに類するもの		100
	文化財保護法、島根県文化財保護条例又は浜田市文化財保護条例により指定された文化財に関するもの		100
	公共性のある私道となっているもの	公道から公道に接続する道路で一般の通行の用に供している私道	100
	その他実情により減免する必要があると認められるもの		その都度市長が決定する。

この基準において「予定している土地又は家屋」とは、賦課対象区域公告日において公用又は公共の用に供するための予算を計上している土地又は家屋をいう。